

【国公立】令和8年度（2026年度） 熊本県奨学のための給付金前倒し給付募集案内（専攻科を除く。）

本募集は、新入生に対し4月～6月に相当する額（3か月分）の前倒し給付を行うものです。
なお、前倒し給付は希望者のみを対象とします。【給付予定日：令和8年8月31日（月）】
前倒し給付を希望しない場合には7月頃に案内する通常募集（年額）に申請してください。

- 給付金は支給されるものであり、返還の必要はありません。
- 奨学金や就学支援金と一緒に利用することができます。

1 給付対象者

令和8年（2026年）4月1日（基準日）時点で、**次の要件すべてに該当する世帯**が対象です。

| 要件 | |
|------|--|
| 保護者等 | <input type="checkbox"/> 以下のいずれかの世帯 ア.生活保護受給世帯（高校生等本人が生業扶助を受給） イ.非課税世帯（道府県民税所得割及び市町村民税所得割が0円） ウ.家計急変世帯（非課税世帯相当に急変） |
| | <input type="checkbox"/> 熊本県内に在住 |
| 生徒 | <input type="checkbox"/> 高等学校等就学支援金（又は「学び直しへの支援」）の受給資格がある。 <input type="checkbox"/> 児童福祉法の措置費等の支給を受けていない。 <input type="checkbox"/> 日本国籍又は在留資格等がある。 |

2 給付金額（4月～6月の3か月分＝年額の1/4）

| 課程 | 世帯区分 | 給付額 |
|--------|------------------------------------|-----------------------------------|
| 全日制定時制 | ア.生活保護（生業扶助）受給世帯 | 8,075 円 (年額 32,300 円) |
| | イ.市町村民税道府県民税所得割額非課税世帯 ウ.家計急変世帯 | 35,925 円 (年額 143,700 円) |
| | ア.生活保護（生業扶助）受給世帯 | 8,075 円 (年額 32,300 円) |
| 通信制 | イ.市町村民税道府県民税所得割額非課税世帯・ ウ.家計急変世帯 | 12,625 円 (年額 50,500 円) |

3 申請書類（○は必須、△は必要な場合）

| 生徒が通う学校 | 世帯状況 | 申請書 | 通帳等の写し | 生業扶助受給証明 | 所得等確認書類 | 国籍等確認書類 | 在学証明書 | 扶養誓約書 | 家計状況確認書類 |
|-------------------------------------|------------|-----|--------|----------|---------|---------|-------|-------|----------|
| 熊本県内の ・ 県立高校 ・ 市立高校 ・ 国立高校 | ア.生活保護受給世帯 | ○ | ○ | ○ | - | ○ | - | - | - |
| | イ.非課税世帯 | ○ | ○ | - | ○ | ○ | - | - | - |
| | ウ.家計急変世帯 | ○ | ○ | - | ○ | ○ | - | △ | ○ |
| 熊本県外の 国公立高校 | ア.生活保護受給世帯 | ○ | ○ | ○ | - | ○ | ○ | - | - |
| | イ.非課税世帯 | ○ | ○ | - | ○ | ○ | ○ | - | - |
| | ウ.家計急変世帯 | ○ | ○ | - | ○ | ○ | ○ | △ | ○ |

4 所得等確認書類 (イ. 非課税世帯、ウ. 家計急変世帯)

保護者等全員分の令和7年度(令和6年分)の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類(次のいずれか1つ)

- ① 「令和7年度 課税証明書」 (市町村役場の窓口で取得できます。)
- ② 「令和7年度 特別徴収額の決定・変更通知書」 (勤務先を通じて配付されます。)
- ③ 「令和7年度 納税通知書」 (自営業の場合等に市町村から送付されます。)

5 国籍等確認書類 (ア～ウ 全世帯必須)

高校生等生徒の国籍等が確認できる書類

| 国籍・在留資格等 | 添付書類 ("○"いずれか一つの書類を提出 ("●"は必須)) |
|---|---|
| ・日本国籍 | ●住民票の写し |
| ・特別永住者 | ○特別永住者証明書の写し ○住民票の写し(国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの) |
| ・永住者 ・日本人の配偶者等 ・永住者の配偶者等 ・定住者(永住意思有) | ○在留カードの写し ○住民票の写し(国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの) |
| ・家族滞在 (就労定着意思有) | ○在留カードの写し ○住民票の写し(国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの) ●日本の小学校の卒業証書の写し又は卒業証明書 ●日本の中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書 |
| ・上記以外 (留学を除く) | ○在留カードの写し ○住民票の写し(国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの) |

6 家計状況確認書類 (ウ. 家計急変世帯)

家計急変の発生事由や収入状況を証明する書類

非課税ではない保護者等全員分の書類(以下a～cのいずれか)を提出してください。

| 家計急変の事由 | 必要書類 | 具体例 |
|-----------------------------------|---|--|
| a 給与・所得の減少 | 家計急変後の収入を証明する書類 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ R8.1～3月分の給与明細書の写し ➢ 給与支払者による給与支払(見込)証明書 ➢ 事業所得証明書 ➢ 税理士又は公認会計士作成の年収見込を証明する書類 等 |
| b 離職・破産 | 無職・無収入を証明する書類 ※ 定年退職等は家計急変事由の対象外 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 離職票 ➢ 退職証明書 ➢ 廃業等届出 ➢ 解雇通告書 ➢ 罹災証明書 ➢ 破産宣告通知書 ➢ 雇用保険受給資格者証 ➢ 非課税証明書 <p style="text-align: right;">等</p> |
| c 離別・死別(R7.1.1～R8.4.1間に発生したものに限る) | ① 離別・死別を証明する書類 及び ② 家計急変後の収入を証明する書類 | <ul style="list-style-type: none"> ① 離別・死別を証明する書類 ➢ 離婚届受理証明書 ➢ 戸籍謄本 ➢ 死亡診断書 等 <p>及び</p> <ul style="list-style-type: none"> ② R8.1～3月分の給与明細書の写し |

7 申請期限・提出先・問合せ先

【熊本県内の高等学校等に生徒が在籍する場合】

在籍する高等学校等により提出期限は異なりますので、各学校担当者にお問合せください。

| | |
|------|--------------|
| 提出期限 | 年 月 日 () |
| 提出先 | 〇〇高等学校 担当：△△ |
| 連絡先 | ***-***-**** |

※保護者等が県外にお住まいの場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

各都道府県の問い合わせ先は、以下の文部科学省HPに掲載されています。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm



【熊本県外の高等学校等に生徒が在籍する場合】

令和8年（2026年）6月30日（火）までに（必着）、熊本県庁高校教育課修学支援班に提出してください。

〒862-8609 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県教育庁県立学校教育局 高校教育課 修学支援班 「奨学のための給付金」担当

TEL 096-333-2675

◆申請書類は熊本県のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/9171.html>



本申請は、「4月～6月の3か月分の給付」についてのものです。

残額（7月～3月の9か月分）の給付を希望する場合は、再度、申請する必要（※）があります。

※申請書、通帳等の写し、所得等確認書類（課税証明書など）、国籍等確認書類（住民票の写しなど）等の必要書類を再度そろえて提出が必要です。

（提出時期は、7月以降に案内予定です。）

【前倒し給付】


奨学のための給付金 Q & A

Q 1 申請したら必ず全員に給付されますか？

A 1 給付要件を満たし、かつ、申請書類に不備がなく、審査の結果、交付を決定した場合に給付されます。

Q 2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは何ですか？

A 2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは、道府県民税及び市町村民税のうち、1年間の所得に応じて決まる税額のことです。市町村が発行する課税証明書等で確認することができます。

| | | | | | |
|-----|------|---|------|------|---|
| 県民税 | 均等割額 |  | 市民税額 | 均等割額 |  |
| | 所得割額 | | | 所得割額 | |

Q 3 確定申告をしていませんが、どうすればいいですか？

A 3 確定申告をしていない場合、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を確認することができないため、申請はできません。お住まいの市町村役場にて道府県民税及び市町村民税の申告をした上で課税証明書の交付を受けてください。

Q 4 課税証明書等は同居している祖父母等も必要ですか？

A 4 原則として、親権者の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額により判断しますので、祖父母等の課税証明書等は必要ありません。親権者が父母の場合は2名分のみ提出してください。

Q 5 保護者等が海外赴任のため課税証明書が発行できません。このような場合も対象になりますか？

A 5 海外赴任等で日本国内に住所を有しない場合（所得確認ができない場合）は、対象外です。

Q 6 休学している場合は給付金の対象になりますか？

A 6 給付金が交付される年度の4月から3月まで（入学年度においては入学日の属する月から3月まで）の1年間休学する場合を除き、給付金の対象となります。

Q 7 退学した場合は給付金を返還する必要はありますか？

A 7 給付金は、認定基準日時点で判断します。認定基準日以降の世帯状況等の変化、休学や退学などにより給付金を返還する必要はありません。

Q 8 子どもは県内の高校に在学、保護者は県外に住んでいます。熊本県に申請できますか？

A 8 給付金の申請は、保護者等の住所がある都道府県に対して行います。申請手続きの詳細については、お住まいの都道府県へお問い合わせください。